

令和3年9月10日

ご家族様各位

社会福祉法人岐協福祉会
理事長 林 直康

面会制限の延長について（お願い）

日頃は大洞岐協苑をご利用頂き、ありがとうございます。また、当施設での新型コロナウイルス感染症対策にご理解・ご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の「第5波」により全国的な感染拡大が続いており、岐阜県においても令和3年9月9日に『緊急事態宣言』の延長の実施区域に指定されました。

当施設におきましては、対面による面会を令和3年8月20日より制限し、原則オンライン面会のみに対応とさせて頂いておりますが、この状況を受け対面による面会制限を延長させていただきます。何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 対面での面会は原則禁止とさせていただきます。(オンライン面会のみに対応とします)

期間：令和3年9月13日（月）から9月30日（木）

※緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。ご相談ください。

2. オンライン面会の実施 ※ご希望される方は、必ず事前にご連絡ください。

- ・ライン、ズームなどのアプリを利用します。詳しくは同送の説明書をご覧ください。
- ・インターネット環境のあるパソコン・スマートフォンをお持ちの方は来苑しなくとも可能です。
- ・お持ちでない方は当苑の玄関横スペースからでもオンライン面会が可能です。

3. 面会対応の詳細は、各事業所担当者までお問い合わせ下さい。

- ・特別養護老人ホーム大洞岐協苑 担当：櫻井 058-241-7676
- ・ケアハウス大洞岐協苑 担当：三輪 058-242-1143
- ・グループホーム大洞岐協苑 担当：三輪 058-242-1153
- ・介護付有料老人ホーム日野岐協苑 担当：河合 058-245-1212
- ・地域密着型特別養護老人ホーム第2大洞岐協苑
担当：平田 058-213-3936

以上